⑻　スペクトル分析器で平均値を算出する場合は、ＲＭＳ方式を使用する。
⑼　入力する試験信号を生成する信号発生器は、その特性が測定結果に影響を及ぼすことがあるため、十分に性能を確認したものを使用する。

8　試験機器の条件

本試験方法は、内蔵又は付加装置により、次の機能を有する試験機器に適用する。

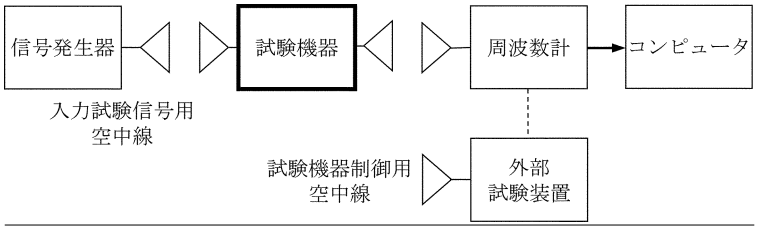
⑴　試験周波数に設定する機能
⑵　最大出力状態に設定する機能
⑶　最大利得状態又は任意の利得状態に設定する機能
⑷　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔等を任意に設定する機能
⑸　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）による変調を行うことができる機能（再生中継方式に限る。）
⑹　空中線の指向性を固定する機能

9　その他の条件

⑴　試験結果は、測定値とともに技術基準の許容値を表示する。また、入力した試験信号の情報（変調方式、サブキャリア間隔、入力レベルの測定値等）についても合わせて表示する。
⑵　測定値の算出に使用したバースト時間率（＝電波を発射している時間／バースト周期）は、測定条件とともに表示する。

二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。
⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　空中線の指向性を固定する。
⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。
⑵　試験機器の周波数の測定を行う。